JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記 1 に該当する者については、開催基準要項細則第 3 項 [本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)]及び「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、下記 2~4 の特例を適用する。

1. 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2. 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「(i) 居住地を示す現住所」、「(ii) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「(iii) 勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学 校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3. 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に 定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデ ミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属す る都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4. 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

5. その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

附則

本特例は、平成21年12月16日に制定し、第65回大会から適用する。

本特例は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から適用する。

本特例は、令和2年3月12日に改定し、第76回大会から適用する。

(注) 第75回大会までは、改定前の規定を適用する。

本特例は、令和4年8月25日に改定し、令和5年1月1日以降開催の大会(予選会を含む)から適用する。 本特例は、令和6年1月1日に改定し、令和6年1月1日以降開催の大会(予選会を含む)から適用する。